

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年6月9日（水） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 5名

2 番 長 沢 正 君 3 番 四 宮 和 彦 君

4 番 宮 崎 雅 薫 君 5 番 大 川 勝 弘 君

6 番 重 岡 秀 子 君

○欠席委員 1名

1 番 青 木 敬 博 君

○出席議員 5名

議 長 佐 山 正 君 副議長 中 島 弘 道 君

議 員 杉 本 憲 也 君 議 員 篠 原 峰 子 君

〃 佐 藤 周 君

○オブザーバー 5名

議 員 田久保 眞 紀 君 議 員 鈴 木 絢 子 君

〃 浅 田 良 弘 君 〃 石 島 茂 雄 君

〃 仲 田 佳 正 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長 富 士 一 成 局長補佐 森 田 洋 一

係 長 鈴 木 綾 子 主 事 福 王 雅 士

主 事 野 田 昌 伸

○会議に付した事件

- 1 伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 市議会6月定例会の運営について
 - (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
 - (2) 特別委員会中間報告について
 - (3) 議案の付託、即決について
 - (4) 人事案の取扱いについて
 - (5) 請願、陳情の取扱いについて
 - (6) 一般質問について
 - (7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(8) 会期及び日程について

(9) その他

3 その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

1 番 青木敬博委員から、欠席の届出があったので報告する。代わりにオブザーバーとして仲田佳正議員が出席している。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

本議題については、さきの本委員会において今定例会への提出に向けて協議をすることとなったため、本日改めて協議を行うものである。

それではまず、これまでの経過の概要について事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）それでは、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明する。資料1ページから4ページをご参照願う。5月12日に開催された議会運営委員会において、各会派及び会派に所属していない議員全員の同意をいただき、今定例会に、多様な人材の市議会への参画の促進及び市議会に対する請願に係る署名押印の見直しに関する伊東市議会会議規則の一部改正案を提出することが決定された。これに関連し、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例において、出産による欠席期間を適用除外とする改正について提案させていただき、協議の結果、各会派及び会派に所属していない議員全員の同意を得られたことから、併せて今定例会に発議案として提出していく。

改正の内容について説明するので、資料3ページの新旧対照表をご参照願う。適用除外を規定した第5条において、第2号として「議員の出産。ただし、伊東市議会会議規則（昭和50年伊東市議会規則第1号）第2条第2項又は第91条第2項に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席しないことについて議長に対し届出がなされている場合に限る。」を加え、これまでの第2号を第3号とし、条文中の「前号」を「前2号」に改める。

施行については、附則において公布の日からとする。

なお、本改正に伴い、運用に関する解釈等を明確にしておくべきであるとのご意見を受け、現段階において想定される点について文書化したものを運用基準として、4ページにお示しさせていただいた。本基準については、条例第6条の「この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。」の規定に基づき、本日の議運での協議、確

認をもって、条例の施行に合わせて運用していくことの確認をしたいと思う。

以上で説明を終わる。よろしくご審議いただくようお願いする。

- 委員長（宮崎雅薫君）伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会6月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(9) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。今年度も昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、全国市議会議長会が書面による開催となり、郵送による表彰状の交付という形が取られている。伊東市議会からは、正副議長4年以上の就任及び15年以上の勤続議員として、宮崎議員がそれぞれに該当しており、表彰状が届いているので、先例に倣い、6月定例会初日、議事に入る前に議場にて、議長から表彰状の伝達をお願いする。

次に、(2) 特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を、初日の本会議においてお願いする。

次に、(3) 議案の付託、即決についてである。資料の5ページから8ページをご参照いただきたいと思う。当局提出予定議案については、専決処分報告5件、予算繰越報告3件、条例案5件、単行議案1件、補正予算1件及び人事案1件の合計16件である。

最初に、専決処分報告についてから申し上げる。市認第1号から市認第4号までの4件は、いずれも特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとして、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。

まず、市認第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認につい

てである。地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日に施行されたことに伴い、これに対応する改正について3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、個人住民税における税務署長の承認要件が一部廃止となることに伴う規定の整備や、所得税における新型コロナウイルス感染症等への対応として住宅ローン控除期間を13年とする特例の適用期間の延長に伴う所要の改正、軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減期間の延長及び種別割のグリーン化特例について、特例の適用期間の延長、固定資産税については、土地に係る負担調整措置を継続するとともに、令和3年度に限り、地価上昇により税額が上昇する土地であっても前年度の課税標準額に据え置く措置を講じたものである。

次に、市認第2号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。市認第1号と同様の理由で、3月31日付で専決処分を行ったもので、主な改正内容は、固定資産税等の課税標準の特例を定めた地方税法の改正に伴い引用条項等の整理を行うとともに、令和3年度評価替えに当たり、固定資産税と同様の措置を講じることとしたものである。

次に、市認第3号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例専決処分の報告承認についてである。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、国の財政支援が延長されたことに伴う4月1日の施行に対応するための条項の改正について、3月31日に専決処分を行ったもので、主な改正内容は、国民健康保険税及び介護保険料の減免対象期間の延長や、令和3年度分の介護保険料の減免額を算定する合計所得金額について、税制改正を反映させた後の合計所得金額で算定することについて規定の整備を行ったものである。

次に、市認第4号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第1号）専決処分の報告承認についてである。国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補正予算について、令和3年4月12日付で専決処分を行ったため、報告承認を求めるもので、補正予算の規模は5,301万6,000円の追加で、補正後の予算規模を273億2,301万6,000円としたものである。

補正予算の内容は、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費の計上で、全額国庫補助金を受け入れて実施したものである。

以上4件の専決処分の報告承認については、即決で願います。

次の、市報第1号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、市営城平住宅A棟の給水管の老朽化に起因して発生した漏水事故により、住宅入居者の家財が損傷したもので、こちらについては100万円以下の損害賠償の額の決定ということで、地方

自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月28日に専決処分を行ったもので、質疑のみとなる。

次に、報告3件について申し上げる。まず、市報第2号 令和2年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告についてである。令和3年3月定例会において議決された繰越明許費のうち、25事業7億7,598万5,000円を、令和2年度から令和3年度に繰り越したことの報告である。

なお、議決された26事業のうち新型コロナウイルス感染症対策奨励金支給事業については、年度内に事業が完了したことから繰越しは行わず、また、商工業振興補助事業、一般市道整備事業、橋りょう長寿命化事業及び河川改良事業については、事業の一部が年度内に完了したこと、都市計画道路必要性再検証事業については、最終的な事業費の確定に伴いそれぞれ繰越し額が減少となったものである。

次の、市報第3号 令和2年度伊東市一般会計予算事故繰越し報告については、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定に基づく事故繰越しについて、議会に報告をするものである。今回、事故繰越しとして報告する2件の事業については、共に水産業用施設災害復旧事業における八幡野漁港の漁港施設の災害復旧工事であり、事故繰越しの理由については、両工事とも起重機船での作業が必要であり、天候不順等により不測の日数を要した事など避けがたい事故のためそれぞれ令和3年度に繰り越したものである。繰越額については、令和2年3月定例会での繰越明許分が451万9,000円、予備費充用での予算計上分が333万5,000円である。

報告最後は、市報第4号 令和2年度伊東市下水道事業会計予算繰越し報告についてである。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて報告するもので、繰越額については、1億3,387万5,000円、繰越事業については、川奈処理分区マンホールポンプ場設置及び汚水6-2号幹線軌道横断工事をはじめとした4件の工事と2件の業務委託である。

繰越しの理由については、既設上水道管の移設作業に時間を要したことにより年度内の工事完了が困難となったことや、国の令和2年度第三次補正予算に係る交付金の増額に伴い3月補正予算において前倒しによる予算計上を行ったが、年度末までの期間が短く、年度内の完了が困難であったことから繰越したものである。これら3件の繰越明許費の繰越報告に関しては、地方自治法施行令第146条第2項に基づくもので、質疑のみとなる。

次に条例である。まず、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正であるが、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について改正をするものである。

主な改正内容は、個人市民税において均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行うもので、非課税の範囲を扶養親族において年齢16歳未満と控除対象扶養親族に限定すること、また、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲について、国税の改正に合わせた規定の整備を行うとともに、セルフメディケーション税制に関し、対象をより効果的なものに重点化した上で、その医療費控除の特例について適用期限を平成34年度から令和9年度に延長するため所要の改正を行うものである。この部分については令和4年1月1日からの施行となるが、非課税限度額における国外居住親族の取扱い見直しについての規定は令和6年1月1日から施行となる。

次に、固定資産税の部分について説明する。浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合に、わがまち特例を導入するもので、令和6年3月31日までの間に取得したものに対して課する固定資産税の割合を、参酌基準である3分の1とするものであり、施行日は関連法令の施行日からとなるが、令和4年度分の固定資産税から適用となる。施行日は公布の日からとなる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第2号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定制度において、静岡県の審査手数料の改定に伴い、対象となる手数料について改定を行うとともに、法改正に伴う新たな判定事務に係る手数料を定めることのほか、用語の整理を行うものであり、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例である。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例のほか、関係条例について、省令の改正内容に基づき所要の改正を行うもので、公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例である。新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入している被用者に対して支給する傷病手当金の支給対象適用期間の終期を、国の財政支援の延長に合わせ、令和3年6月30日から令和3年9月30日に延長するための改正を行うもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第5号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例である。現在、単独調理場として運営している富戸小学校を、令和3年度2学期から新たに伊東市学校給食センタ

一の受配校とするもので、別表の伊東市学校給食センターの給食実施校に富戸小学校を加える改正を行うもので、令和3年8月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、単行議案である。市議第6号 市民運動場人工芝生化工事請負契約の締結についてである。市民運動場の人工芝生化の整備を実施するため、工事請負契約を締結するに当たり、伊東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものである。当局から、工期確保等の諸事情から、初日での議決をお願いしたい旨の申入れがされていることから、初日、一般質問に入る前に上程し、即決の扱いをお願いする。

次に、補正予算1件である。市議第7号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、8,318万4,000円の追加で、補正後の予算規模を274億620万円とするものである。主な補正内容として、歳出総務費では、東京オリンピック・パラリンピック関係事業において県市町村振興協会の助成金を受け入れて、聖火リレー及びライブサイト会場運営に係る経費の増額を、民生費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費の追加を、観光商工費では、シティプロモーション推進事業において国の地方創生推進交付金を受け入れて実施するワーケーション推進事業に係る経費の追加を、土木費では、地域公共交通活性化事業において、株式会社東海バスが実施する交通系ICカードシステム導入経費に対する補助金の計上をするものであり、歳入においては、補正する事業に見合った国庫補助金などの計上や財政調整基金からの繰入金1,900万円を追加するものである。なお、本会議における質疑に関しては、区分することなく、全般について行いたいと思う。各所管常任委員会への付託をお願いする。

また、昨日、議長に条例の一部改正案を追加提出したい旨の申入れがされている。市議第8号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例であり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、マイナンバーカードの再発行手数料の徴収が市から地方公共団体情報システム機構に移行されることから、条例からこの部分を削除するもので、18日（金）の議案審議の日までに提出される見込みであり、提出された場合の取扱いについては、改めて議会運営委員会を開くことなく、市議第5号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の後に議題とする議事日程を改めて作成し、質疑を経て、常任総務委員会への付託をお願いしたいと思う。

次に、(4) 人事案の取扱いについてである。資料9ページをご参照願う。市諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和3年9月30日に任期満了となる人権擁護委員佃正幸

氏の後任者の推薦について同意を求めるものである。本会議最終日において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略して決定いただきたいと思う。

続いて、(5) 請願、陳情の取扱いについて申し上げる。さきの定例会以降、これまでに受理した陳情等を申し上げる。4月26日に郵送により受理した、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情については、参考配付させていただいた。

議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、これまでの例により、議長の手元において、議会運営委員長及び所管常任委員長との協議に基づき取扱いを決定することとなるので申し添える。

次に、(6) 一般質問についてである。申合せにより、質問時間は1人50分以内とし、質問の時期は、定例会の第1日目の6月15日から実施する。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は5人の大会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人の小会派が1つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返す、最後に会派に所属していない議員となる。

3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、公明党、清和会、自民・伊東新時代。に続き、2人会派の日本共産党となる。従って、1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブ2人目、5番目自民・伊東新時代。、6番目正風クラブ3人目、7番目日本共産党となり、以下、同様にこれを繰り返した後、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員については通告書の提出順となるので、ご了承願う。

一般質問の通告期限は、先ほども申し上げたが、申合せにより、実施日の3開庁日前ということで、6月10日（木）の正午までとなるが、極力早めの通告をいただくようご協力をお願いする。また、質問内容については、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、当局に対し提出した政策提言、あるいは、先日の委員会での提言に対する回答等もいただいております、このあたりへの配慮もお願いする。

次に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員20人のうち市議会議員から6人を選出することとされており、このうち3人に欠員を生じたことから補充のため候補者を募ったところ、候補者が4人となり、選挙すべき人数を超えたため各市議会において選挙を行う必要が生じ、今定例会において選挙を行うものである。

この件については、5月26日付事務連絡にて通知させていただいたところであり、定例会初日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告に引き続き、投票による選挙をお願いする。候補者については、熱海市の竹部隆議長、湖西市の馬場衛議長及び浜松市の和久田哲

男議長の3名が県議長会からの推薦であり、立候補は伊豆の国市の三好陽子議員である。なお、候補者氏名表についてはあらかじめ議席に配付させていただくのでご承知おき願う。

次に、(8) 会期及び日程についてである。資料10ページ及び11ページをご覧いただきたいと思う。会期は、6月15日(火)から6月30日(水)までの16日間の提案である。日を追って申し上げる。15日(火)に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達、会期の決定、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、市長から新任期を迎えるに当たっての挨拶をいただき、市議第6号 市民運動場人工芝生化工事請負契約の締結についてを上程し、質疑の後、委員会への付託を省略し、即決による議決をいただき、その後、4名の一般質問を実施する。16日(水)は一般質問2日目、17日(木)は一般質問3日目、18日(金)は一般質問終了後、議案審議に入り、先ほど申し上げたとおり、専決処分報告4件は即決で、条例案5件及び補正予算1件は所管常任委員会への付託をお願いする。19日(土)及び20日(日)は休会、21日(月)は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、22日(火)は常任総務委員会を第2委員会室にてそれぞれ午前10時からお願いする。なお、今定例会から、常任観光建設委員会及び常任総務委員会に市長が出席することを申し添える。23日(水)から25日(金)までは本会議なし、26日(土)及び27日(日)は休会、28日(月)は本会議なし、翌29日(火)は議会運営委員会、30日(水)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案1件の決定などをお願いする。

最後に、(9) その他である。まず、初日の運営について申し上げる。先ほども申し上げたように、一般質問に入る前に、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙及び市長から新任期を迎えてのご挨拶の後、単行議案1件の議案審議を実施することから、第1日目の一般質問は4人の議事日程となっている。このため、一人目の一般質問は、単行議案の議決後、10分休憩を挟み実施したいと考えている。なお、二人目は昼休憩の後、午後1時から実施の予定とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてである。今年度、最初の定例会となるので再度の確認となるが、今定例会においても新型コロナウイルス感染症への対策として、本会議中、登壇時を除きマスクの着用及び議場の扉を開放し換気をする中での会議運営、また、傍聴希望は募らぬようご協力をお願いする。また、今定例会から、議長席にもアクリル板を設置し、議長においてはマスクを着用せずに議会運営に当たることとするのでご承知おき願う。

最後に、服装の軽装化についてであるが、5月6日付で議長から議員各位へ、当局の服装の軽装化に合わせ、10月31日(日)までの間、本会議を含めた議会における諸会議に際し、服装の軽装化をお願いしたところであるので、対応のほどよろしく願う。

以上で、市議会 6 月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

- 委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○オブザーバー（仲田佳正君）3人を予定しているが、本日、青木議員から家族が発熱したとの連絡があった。こういう時期であるので、様子次第では、明日の通告期限を待ち、取りやめも考えられる。その辺はご了承いただきたい。

○2番（長沢 正君）3人である。

○3番（四宮和彦君）2人である。

○5番（大川勝弘君）1人である。

○6番（重岡秀子君）2人である。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、4名全員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大15人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、15日（火）1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブ2人目。第2日目、16日（水）1番目自民・伊東新時代。、2番目正風クラブ3人目、3番目日本共産党、4番目公明党2人目、5番目清和会2人目。第3日目、17日（木）1番目日本共産党2人目、2番目公明党3人目、3番目以降は会派に所属していない議員の1人目から3人目である。18日（金）は会派に所属していない議員の4人目である。

先ほど、正風クラブのほうが1人減となる可能性があるとのことだが、その場合の対応としては単純に1人ずつ前寄せる形での対応となる。その場合は、正風クラブの3人目が第2日目の2番目となっているので、ここが日本共産党となり、以降は前寄せて、18日（金）は議案審議のみという形を取らせていただきたいと思いますと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、申合せに基づき、6月10日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）観光建設と総務の常任委員会に市長が出席することだが、今回だけであるのか、今後もそのままなのか、観光建設と福祉文教は交代するのかなど、そういう取り決めがなされているのか。

○事務局長（富士一成君）鈴木元市長のときには、観光建設委員会に出席していたのが慣例であり、それを引き継いでいく形となる。特別に、福祉文教に出ていただきたいなどのこちらからの申入れがあれば別であるが、現段階では、慣例に基づいて観光建設委員会と総務委員会に出席することとなる。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応及び服装の軽装化については、事務局長からの説明のとおりご承知おき願う。

そのほかに、6月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会6月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）ここで言うことではないのかもしれないが、いろいろと議会のほうでも改革を進めてきて、常任委員会の要点記録をホームページに公開しているが、現状は、公開をすると決まった以降のものを公開しており、例えば会議録のように、さらに過去のものを検索できる状態にはないかと思う。いろいろと負担もあるのだろうが、その辺のものを随時公開できるような状態にすることはできないか。

○事務局長（富士一成君）現段階では、第19期の議員になってからの常任委員会の要点記録を公開している。データとしては過去のもの——平成15年くらいからと記憶しているが、それくらいからあるが、要点記録であるので精度の問題もある。現在は、要点記録を反訳業者にお願いしているが、過去は事務局で反訳をしていたこともあり、委員長報告を作成するためという認識で作成していたので、精度の問題があるため、第19期からのものを公開しているという認識でいた。

○3番（四宮和彦君）例えば、市民の方が情報公開制度を利用して、過去の委員会の要点記録を請求すると、それに応じて公開することになると思う。我々、議員も、過去に同じような質疑をした方がいなかったかや、論点の重なりがあり、既に答弁済みのものがないかなどの確認をしたりすることがある。私が常任委員会の委員長をやっているということもあるが、それは既に確認された話ではないかと思うことも多いわけで、そういう意味では、委員会の記録がしっかりと公開されているということは重要になってくるのではないかと思う。

この辺は、この委員会で行う話ではないのかもしれないが、検討する機会をもっていただきたいと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）委員長としてではなく、私個人の意見として言わせていただくが、四宮委員が言ったとおり、何度も同じような質疑をして、その答弁は既に聞いているのではないかと思うことが多々あったと記憶している。要点記録は、誰でも見ることができるが、平成15年くらいのものから要点記録があるということだが、それをまた公開するとなると大変な事務量になるかと思う。その辺は、各議員から似たような質疑がないか調べたいときに、事務局のほうに調べていただく程度にとどめていただきたいと思う。これはあくまでも私の意見である。

今、議長もこの話を聞いているので、この辺の話はまた、別の機会でご検討していただくような形でお願いしたい。

ほかに、質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

最後に、6月定例会を迎えるに当たり、議運の委員長という立場から2点お願いを申し上げる。

1点目として、伊東市議会においては、皆さんの合意を得て、令和2年8月に新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルを策定し、11月に見直しを行った。本マニュアルは、議員が行う新型コロナウイルス等の感染症の予防対策を定めることで、感染防止及び感染拡大を最小限にとどめることを図り、議会機能の停止を防ぐことを目的としている。伊東市議会議員の総意として決定したマニュアルを遵守し、特に、県境をまたぐ移動については、県の示す基準を再度確認する中で、慎重な行動を取っていただきながら感染症予防に努めていただきたいと思います。

2点目として、このところ、一部の議員の言動に対して、複数の市民の方から議長宛てにお叱りの言葉をいただいている。伊東市議会全体の信用失墜につながりかねないので、議員一人一人が自覚と良識に基づいた行動を心掛けていただくようお願いする。

以上で、日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で、日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年6月9日（水）午前10時49分（会議時間49分）

以上の記録を認める。

令和3年6月9日

委員長 宮 崎 雅 薫